

第七十二回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 四 号

昭和四十九年三月十三日(水曜日) 午後六時十八分開議

出席委員

- 委員長 稻葉 修君
- 理事 坂田 道太君 理事 塩崎 潤君
- 理事 西岡 武夫君 理事 松永 光君
- 理事 森 喜朗君 理事 木島喜兵衛君
- 理事 小林 信一君 理事 山原健二郎君
- 有田 喜一君 上田 茂行君
- 大石 千八君 河野 洋平君
- 床次 徳二君 橋橋 進君
- 羽生田 進君 深谷 隆司君
- 三塚 博君 鳴崎 讓君
- 長谷川正三君 栗田 翠君
- 有島 重武君 高橋 繁君
- 安里積千代君

出席國務大臣

文 部 大 臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

文部大臣官房長 井内慶次郎君
 文部省大学學術局長 木田 宏君
 文部省大学學術局長 石田 幸男君
 文教委員会調査室長

委員外の出席者

文部省大学學術局長 大崎 仁君
 文部省大学學術局長 石田 幸男君

委員の異動

三月十一日 補欠選任 安里積千代君
 同日 補欠選任 大石 千八君

辞任 大石千八君
 補欠選任 山崎 拓君

本日の会議に付した案件
 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。
 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 質疑の申し出がありますので、これを許します。
 鳴崎讓君 議長

○鳴崎委員 きょうは国立学校設置法に関連して三つの点について質疑をさせていただきます。

最初に、私学助成問題ですけれども、これは見解だけをお聞きしたいと思います。二番目は、国立大学設置法改正に関連しまして、北海道大学、広島大学の大学改革の問題と同時に三つの医科大学のあり方の問題、それらに関連して、筑波大学の今日のあり方とつながりを持ち関係があるように思いますので、その後の筑波と今度の国立大学設置法の改正とのかわり合いについて、これが第三番目の柱でございます。

それで、最初に私学助成問題についての見解をお聞きしたいのですが、三月五日の参議院の内閣委員会で大臣は、私学の最近の水増し入学の件について問題にされた際に、四十九年度から私立学校法などの規定を発動させて規制を加える措置をとりたい、こういう趣旨の御発言をなさったのであります。その三月五日の参議院内閣委員会でその発言の趣旨をもう一度確認したい。と同時に、三月七日の衆議院予算委員会の分科会で国の経常費助成のあり方について、私学規制の方向を強化

しようというような発言があったやに何っておりますが、三月五日と三月七日のそれぞれの委員会での大臣の発言の趣旨をあらためてお聞きしたいと思います。

○奥野國務大臣 国会が始まりましたから、私立大学のあり方につきまして多くの方々からかなり手きびしい御批判を受けてまいりました。同時にまた、政府としてどう対処するのかということについても多くの御議論を伺ってまいりました。でございます。そういう過程で、昭和四十五年でございますが、私学振興財団を設立する、同時に私学法の改正して、五十九条であったかと思いますが、法を改正して、若干の監督的な規定が設けられたわけでございます。現状では、認可する場合と解散を命ずる場合と、この二つの権限しかない、それを政府が、補助を受ける学校につきましては、規定に違つたことをした場合には変更を私立学校審議会にしかつて命ずることができるという規定ができたわけでございます。これが、私学助成が始まったばかりだし、やはり若干の推移を見た上でという経過もあつたようでございます。そうしますと、経常費助成、五年計画で始められて、四十九年度で一応その五年目に達した。同時にまた政府にはそれだけの責任が負わされて、負わされているにもかかわらずそれを発動しない、政令を公布しないということはいかがなものだろうかというように、とにかかあ監督規定を発動させていただくようにして、そして、いろいろな問題を提起されているそれにとつて対処していくかというのを考えていきたい、考える根拠を一つ持ちたいな、こんなところから、四十九年度からあの規定を動かすことにしたいかがなものでございませう。また、そういうことで考えておるところで

ございます。
 ○鳴崎委員 三月七日の衆議院予算委員会の分科会で助成の配分の問題について発言なすった趣旨はどんなことですか。

○奥野國務大臣 ちょっと正確に覚えておりませんが、傾斜配分とかいう表現を使つたこととではどうか。(鳴崎委員「そうです」と呼ぶ)それは、四十九年度におきましても、設立後間もない大学に対しましては経常費助成をしないことにしているわけでございます。しかし、私立の歯学、医学はばく大な金がかかるわけでございます。七年目から助成するということにやなした、やはり初年度から助成をさしていただきたい、こういう方針をとりましていただいております。こういう方針をとりまして、こうなりまして、実をいいますと、こうなりまして、やはり必要度の高いところへよい配分するといふふうにはしなければならぬといふやないだろうか、いままでのように形式的、画一的な配分では許されなくなるのじやないかな、こういう考へ方からして傾斜配分を考えなければいけないのじやないかと思つておるのですと、こう申し上げたわけでありませう。

○鳴崎委員 昭和四十五年、私立学校法並びに日本私学振興財団法の改正にあたりまして、政令で定める日まではこの監督権の適用はしないといふことの申し合わせをしておりますね。
 ここにいらつしやる河野洋平さんが、参議院に行かれまして、当時の衆議院における修正案の説明をされておられます。その内容によりまして、全部を読みませんが、おもだつたところだけを指摘しますと、この日本私学振興財団法の「附則第十四条に次の一項を加える。」として、「改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。」このことに関連して、その修正の趣旨を次のように

説明されています。

前段は省きますが、しかしながら、衆議院文教委員会における日本私学振興財団法案の審査の過程において、私立学校の自主性を尊重し、これをみだりにそこなわないよう、所轄庁の権限行使については、十分慎重な態度で臨むべきなどの意見があり、私立学校関係団体からはこの規定を削除してほしい旨の要望がありました。以上の経緯から、私立学校の今後の状況を見守るため、本法案附則第十三条によって新たに設けられる私立学校法第五十九条（助成）第十項及び第十一項の学校法人に対する所轄庁の権限に関する規定は、これを政令で定める日までの間は適用しないこととした次第であります。こういう修正案の趣旨説明が行なわれております。

いまこの前段の部分ですが、文教委員会の当時の議事録を読みますと、結局私立大学の大学の自主性というものをそこなわない、ことばをかえていけば、大学自治、学問の自由、そういう憲法や何かで要請されている大学のあり方というものをそこなわない限りにおいて文部省の権限行使を考えなければならぬということが議論されているわけでありませう。

ところが、いまの議事録がまだ手に入らないのですから、内閣委員会や予算分科会での大臣の発言がまだ正確につかめないのですけれども、その大臣の発言が大体すべての新聞、毎日、朝日、おもだつた新聞は全部、かつて四十五年の四月にこの修正をするにあつた趣旨にかんがみて、今日の段階で水増しをやつて入学させている大学を規制していくという形で、監督官庁の文部省が権限を発動するということが積極的になつていられ、同時にその具体的な措置が文部省ですに進められつつあるというふうなことが書かれてあります。その点いかがですか。

○奥野國務大臣 いま水増し入学の例をおあげになつたわけでございます。認可を受けたときの定員と現実に入学を認めている員数との間に大きな開きがある、学校がそういう姿であつていいもの

だろうかという疑問を持つておるわけでございませう。そうしますと、ある程度入学定員も改める、しやくし定本なことを言わないで、大学の現実にある程度歩み寄つた考え方もできるのじやないだろうか。同時にまた、大学も無責任な教育をやる意思もないのでしようから、もし過大であれば入学人員を減さすということもあり得るだろう。相互に実情に即した考え方で、何か法秩序を頭から無視してかかつたような現実、これは避けなければいけないのじやないかなという判断を一ついたしております。

同時にまた、私学の自主性、これは守つていかなければならないと私も考えておるわけでございませう。私立学校法の政府の監督規定を動かす場合には、私立学校審議会の議を経るようになっていと思ひます。私立学校審議会は、たしか四分の三以上の方々が私立学校の関係者で構成されるようになつておるわけでございませう。そうしますと、その御心配になるようなことはないのじやないだろうか、これも考えておるわけでございませう。いづれにいたしましても、国会で幾多の御論議をいただいておりますので、何かやはり政府も私学の自主性をそこなわないで責任を果たせる道を考えていかなければならないのじやないだろうか。そうしますと、あの規定を四十九年度から発動させることが一つの具体的な方法ではなからうか。かように考えておるわけでございませう。またこのことを通じましていろいろ是非の御批判をいただいております。

まだ四十九年度になつておりませんので、その上に立つて最終的な決断をしたい、私としてはやはり発動させるべきではなからうか、こういう気持ちを抱いてきておるところでございませう。

○嶋崎委員 きょうはこれで議論しようとは思ひませぬので、文部省が監督の権限を発動するということを積極的に考えていらつしやると思ひます。それと、この私立学校振興方策について、大臣の諮問機関であるように新聞には書いてあります

が、私立学校振興方策懇談会というものがありませんか。

○奥野國務大臣 私立学校振興方策懇談会、ございませう。もう一歩前進した私学助成の道を見出し、ていきたいというようなことなどがこの懇談会を設置したゆえんでございませう。

○嶋崎委員 その私立学校振興方策懇談会の構成メンバー、それについての資料をいただけますか。

○木田政府委員 できるだけ早い機会にお届けするようにいたします。

○嶋崎委員 今日の私学の現状というのは、ちようちよすするまでもなく、たいへんな学生をかかえて、日本の大学教育の圧倒的な部分をやつていふというのが実情でございませう。そういうわけで今後わが文教施策の中で国立学校というものをどう考へるか、私立大学をどう考へるか。明治以来の日本の大学の伝統を考へてみても、昔の、明治の場合には、日本の将来有為な指導者を養成するといふので国立大学が重要な意味を持つたと思ひますけれども、今日ぐらゐに大学といふものに進学率が高くなつて、大衆性を持つてくるようになったら、伝統的な国立大学のあり方、それから今日の私立大学のあり方はどうあるべきかといふ根本的な議論が実は必要になつておるのじやないかと思ひます。この委員会はなかなかそういう落ちついた議論のできぬ場所でありまして、そういうことを実は議論したいのですけれども、国費でもって援助するのだから、私学に対して文部省が一定の監督権を発動していくというような運用にしたいというのが一方におありと同時に、他方で、私学助成といふものについての基本的な考え方についての大臣の意見をお伺いしてあとに進みたいと思ひますので、基本的な考え方を……

○奥野國務大臣 私は、大学に要する経費は、その大学の果たしている社会的な役割、それに応じて国民全体がその経費を分担すべきだろう、残りのお金は設置者が負担すべきだ、かように考えておるわけでございませう。国立大学の場合には、設置者が負担すべきものも学生に負担させない

で、大学自身が、結局国庫からの支出で負担をしているという面が相当ある、こう考えておるわけでございませう。私立大学の場合には、社会に果たしている役割、そこから国民全体で出し合つていくのだ、税負担でまかなわれるのだ、残りは設置者の負担だ、その設置者の負担があるいは寄付金、基金からある収入というふうなものでまかなわれる部分もございませうし、授業料でまかなわれる部分もある、かように考えておるわけでございませう。

○嶋崎委員 もうちよつと突つ込んで議論したいのですけれども、もう時間がありませんから、これはそのぐらゐにしておきます。さて、国立大学設置法に関連して、最初に北海道大学の法学部と、それから広島大学の総合科学部、どうやら教養部の改革ですね、その要点を簡潔に御説明願ひたいと思ひます。

○木田政府委員 広島大学の総合科学部の構想は、従来の固定的な学科制という考え方をとらないうで、教育上の配慮に基づきます四つのコースを、地域文化、社会文化、情報行動科学、環境科学といふふうな構成をいたしまして、学生の志望に応じたカリキュラムの編成を行なう。そして、私どもいわゆる大講座制という表現を最近使つておるわけでございませうが、大きい講座制によりまして弾力的な研究体制のもとで、学際領域の研究が行なえるようにしたいという考え方をしておるわけでございませう。またこの総合科学部が、他の学部との協力によりまして、広島大学全体の学生に対する幅の広い一般教育の実施体制を整えることにいたしてございませうが、同時に全学部が最初からそれぞれその学生に対する教育の責任体制を明確にしていく、教養部だけに最初の一年あるいは二年をまかせてしまふということにしない、こういうこともあわせて進めたいということに主眼があるわけでございませう。

それから北海道大学の法学部におきます内部の再組織でございませうが、これは法学におきます研究の組織を大きな四つのくりにしたい。法哲学、

法史学、法社会学といったような基本的研究の組織と、それから学生の教育に対するシステムを、それとは別に、民事法でありまして、刑事法でありまして、あるいは政治学の領域であるとか、七つの大きな教育の領域を考へておるわけでございまして、教育のシステムを別々に構成をいたしまして、必要な教官あるいは関係助手等も含めた教官の配置を、研究の体制、教育の体制別に構成をしてみたい、こういう考へ方でありまして、

○嶋崎委員 そうしますと、こういうふうな理解していいのですか。

広島大学の総合科学部の場合は、教養部が四年制になって、そして総合科学部というものができて、そして四つの大講座を中心にした四年制コースができる。いわばアンダーグラデュエイトみたいなものをつくるという考へ方ですね。そして他方で今度は、各学部の学生は、いままで教養部に二年間いたわけですから、最初入ってくるから今度は政経だとかそれから理学部だとかいう志望で入ってくるわけですね。そして四年の間に教養の関連科目をとれる考へ方にして、そして学部の専門的な教育とそれから教養課程的な教育を同時にやっていると、こういう考へ方をつくりたい、こういう考へ方として理解してよろしいですか。

○木田政府委員 基本的にはその考へてよろしいかと思ひます。

ただ、ことばづかいで恐縮でございますが、最初の、大きい四つの講座というふうにおっしゃいましたので、講義ではございませんで、四つのコースとして考へたいということでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、今度は北海道大学へいきますけれども、私の理解では、北海道大学の場合には、いま言った大講座制みたいなものですね。それで大学院を中心にした研究のコース、研究者集団と、それから教育者の集団というものを置いて、そして研究と教育を——私はいつか筑波で局長と議論したときにも申し上げましたように

に、教師が、ライフサイクルを考へまして、ある一定の期間は研究者として専念をし、ある期間は今度は教育者として専念していくということが交互にできるようにしていくために、研究と教育を分離していくという考へ方をとっているというふうな理解すればよろしいですか。

○木田政府委員 概略のところそのように考へていたでよろしいかと思ひますが、ただ、いま御説明の中で、ある期間というふうにおっしゃったのでございまして、たとえば北大の法学部が四つの新研究部門を構成いたします場合に、この研究部門に属する人は全然教育の講義に關与しないということではなくて、研究の体制をとるときの新しい部門の構成と、それから学生に対する教育のチームを組むときに、六つの新しい大きい講座を教育では——失礼しました。先ほど七つと申し上げましたが、六つでございます。六つの新しい講座をかまえるということではございまして、ある期間完全に研究だけということではなくて、そういう方もありますけれども、研究の仕組みと教育の仕組みをそれぞれ別々に考へてみた、こういうふうな御理解を賜りたいと思ひます。

○嶋崎委員 法学部の教授会が大学内部で発表したもので、それには私の言ったように書いてあるのです。ですから、これからかなり柔軟な考へ方で運用されるということだと思ふのですが、基本的な考へ方は大体研究と教育の分離ということだと思ふのです。そうなりますと、ただ申し上げたいのは、この広大の場合でも北海道大学の場合でも、これは筑波大学の管理運営等とは違ひますから、いわゆる筑波方式ではございませぬ。

○木田政府委員 大学におきます教育と研究の仕組みをそれぞれに適したように考へてみたいという意味では筑波大学で考へておりましたことと同じことだと思ふに思ひます。もちろん、どこまで同じかということになりますれば、筑波大学は全学について考へており、北大の場合には法学部の中の問題としてその考へ方を取り入れておるといふことではございませぬから、そのことから来る現

実の違ひというものは幾つかございませぬ。しかし、もの考へ方というのは、教育と研究というものをどこまでも一つのユニットで動かすということではなくて、教育に適したユニット、研究に適したユニットというものを考へてみようという考へ方がそこにある、そこらいろいろと出てきていふ考へ方であるという意味では通ずるものがある、こう考へておられます。

○嶋崎委員 では、そういう趣旨で、この大学の創設の来年度の子算をきめる際に、各新聞が北海道大学やそれから広島大学の教養部が総合科学部に変わるといふのは筑波大学の方式の導入だといふ趣旨で理解ができるように発表されたのですか。

○木田政府委員 私どもが新聞関係者に説明をいたしましたときには、そのそれぞれの大学の考へておるところを御説明をしたわけでございまして、私がいまお答えをしたような趣旨で御説明をしたかと考へております。筑波方式の導入というヘディングがつかまりましたかどうかつと記憶しておりませぬけれども、これは私どもがそういう意味で発表したわけではございませぬ。

○嶋崎委員 去年の九月三日前後の新聞は、どの新聞も全部、広島大学と北海道大学の法学部の大学改革は筑波方式の導入だという形で報道されております。当時ここの委員会にはなかつたものですが、質問できなかつたのですけれども、つまり各社がそう受け取るような趣旨の御発言だつたら、いま局長がおっしゃつたようなことに近い御発言だつたから筑波方式ということばが出たのじやないかというふうな思ふのですが、そういうふうな了解しておいていいですか。

○木田政府委員 教育と研究の考へ方につきまして似たような趣旨の改革案である、こういう説明から御理解を賜りたいと思ひます。

○嶋崎委員 筑波大学は筑波大学でございませぬ長い議論をいたしましたけれども、筑波大学の特徴というのは、研究と教育を分離させるということに關連して、そういう時代の要請に研究や教育の体制は

変わらなければならぬということ、筑波大学に限らず、全国のすべての大学の研究者集団が今日問題にしていることだと思ひます。ですからそれが筑波大学の発想の類似点だといふふうには言えないといふふうには私は判断するのです。と申しませぬのは、筑波大学の場合には、国立大学設置法を改正して、そしてその法改正の中で教授会にかかわる別の組織というものを置くことができるというふうな法律で、その上で教授会にかかわるた

とえば筑波の場合人事の問題で人事委員会とか、それから参与会という筑波大学特有の大学の組織というものを法律で規定した。そして他方では、学校教育法や教育公務員特例法等々の改正を通じて大学の管理のあり方というものを改定して、

とくに特徴があると思ひます。ですから筑波大学の方式の特徴というのは三点ありまして、その一つは、研究と教育の分離という時代の要請する大学のあり方を受けながら、大学管理のあり方がいままでの既存の大学の大学自治のあり方と違ふといふ点に特徴があるといふ点が第一点だと思ひます。第二番目は、学外者、ないしは大学が關かれた大学としてオープンに大学の問題を外の良識ある人たちの意見もいれながら考へていくという意味で副学長、参与会という制度を設けた、これが第二番目の特徴ではないかと思ひます。第三番目には、大学の管理機構というものを考へたときに、いままでの既存の大学の管理運営が学部や講座制セクトがあるために大学の管理運営がうまくいかなないから、そこでもっと効率的な、ないしはトップマネージメントを使った大学の管理運営の合理性ないしは効率というものを考へてコミッ

ティーンシステムというものを採用しているところに特徴があると思ひます。いろんな委員会の制度でもって処理している。したがって、これは評議會、教授会という既存の大学のあり方とは違つた新しい側面というものを機能的に備へているといふ点だと私は思ふのです。この点は議論しましたからいまさら繰り返しません、北海道大学の場

合でも広島大学の場合でも、既存の教授会は教授

会として存在していて、そして人事権は依然として教授会を中心にして考えられ、そしてまた同時に学部の手算なんかにもしても教授会で審議していくわけでありまして、既存の教授会、評議会を中心とした大学そのものいままでの管理機関のあり方について何ら変わることがないわけでありまして、ですから、研究と教育の側面で大学の内部で機能的な分化をやったからといって、それを筑波方式というふうにするかえていくことは、全国このほかから大学で大学が自主的に改革をやっていくものを全部筑波方式筑波方式という各で一般化して、そしてその筑波の持っている特殊性——いいか悪いかは今後歴史的に見なければなりません。私が賛成ではないことは議論しました。ですから、その筑波大学というものの特徴を今後押えていくときには、その一般性というものと特殊性というものを区別して整理しておかなければならぬというふうには考えざるを得ません。ですから、北海道大学と広島大学を筑波方式の導入というふう理解する理解のしかたは、おそらく広島大学も法学部も、大学のスタッフに電話を入れて連絡したところ、筑波方式ではありませんとすることを教授会で議論しております。ですから、そういう意味で、研究と教育を分離するというような機能的な一つの側面ですね、その側面だけでこれを筑波方式というふう規定していくべき方は、やはり文部省の側が各大学に対して、筑波方式というものを導入したいということを意思表示しているというふうには考えませんが、いかがですか。

○木田政府委員 研究と教育というものを機能的に考えてみようということは、今日の大学の基本的に一番大きな課題だと思います。それが筑波大学の場合には全学的な規模において行なわれ、そのことのために筑波の新しい管理運営の組織というものも構想された。いま、広島大学の総合科学部、あるいは北大の法学部のあり方は、それを大学内の一学部の中において考えようとしておるわけでございます。しかし、考え方の方向というものはかなり共通しておると思っております。それが学部の中でございまして、学部を越えた動きという形では御意見のとおりかと思いません。しかし、筑波方式ということばで呼ぶことが実は中身がよくわからないのでございまして、筑波方式であるとかないとかというように何を説明をしていくというものは、決して当を得たものではないと思っております。北大の法学部の中におきましても、研究部門と教育部門をいろいろと運営上、教育、研究のシステムを考えていきます場合に、教授会のあり方もおのずからまた動きが出てくるということもございまして、その動きが出てくる。広島大学の総合科学部につきましても、学部の学生の教育問題と全学的な一般教育の扱いとはおのずからまたいろいろと違いも出てくるかもしれない。ですから、機能的な動きというものが今後あり得るであろうというふうには考えます。

○嶋崎委員 広島大学の教養部が総合科学部に改革していった教官集団のねらいは、一口に言えば、教養部が人事権に対していまままで自主性を持っていないということなんです。ところが総合科学部にすると、学部としての教授会の機能の一番重要な人事権について、今度は自主的に自分たちで専門家を集めたりそういうことが出来る、そういう情勢ができるという特徴を兼ね備えていると思っております。つまり、いままでの既存の大学では教養部は講座制をとっていませんために、講座制がいいかどうかは別として、学科制であるために、人事の問題についてなかなか自主的な判断でふやしていくことができないという構造を持っていたのです。そういういわば側面があるという点を一点押さなければならぬと私は思うのです。ですから、研究と教育という側面から、広島の場合には総合科学部という四年制のいわばカレッジを構想したというところ、新しい特徴があるのだと思えますけれども、それは筑波でいえば第一群に相当するような、筑波大学に似たカレッジだと思えます。ですから、そういう観点での共通性はあられるけれども、基本的には違っているところは、総合科学部の教授会というものが存在しているということですね。片一方、筑波の場合は、教官の会議はありますね。しかし、いままでの学校教育法でいわれるような教授会ではない。そういう違いが明確にあると私は思っています。ですから、そういう意味で、みだりに筑波方式というようになことを使わずに、文部省のほうは正確に報道関係に御説明を願いたいと思っております。ここでも一度議論すれば何ほどもできますけれども、筑波大学のいわば基本的な特徴を何で押えて、筑波大学の特徴は何かという点を整理すれば、その一つの要素ないしは一つのフランクッションだけをとりえて、それと共通しているから筑波方式だというふうにはジャーナリズムの人が理解するような形で発表されていきますと、大学のあり方みたいなものについて世論が正しい理解ができないのではないかと、私を私はおそれからであります。そういう意味で慎重な発言をお願いしたいと思います。私は、筑波方式とは違う、こう考えておりますし、北大の法学部教授会も、総合科学部の広大の教授会も、筑波方式ではないということを議論しております。

○大崎説明員 これまでの博士課程を有する学部の教科当たり積算校費というものを基準にいたしました、それを教官一人当たりの経費に換算をいたしまして積算をいたしております。

○嶋崎委員 そうしますと、広島大学の総合科学部の場合は省令講座の単価を基準にして予算を組んでおることになりますね。

○大崎説明員 省令講座という御指摘の趣旨が十分理解できませんが、要するに、現在、講座学科学目省令というものがございまして、これまでの博士講座として省令に記載されておりますものが受け取っております経費というものを、講座当たりたしまして積算をした、こういうことでございませぬ。

○嶋崎委員 そうしますと、広島大学の総合科学部の予算は、いままでのドクターコースを持つていてある大学の講座中心の予算の積算基準を基礎にして組んでいるということになりますね。

○大崎説明員 おっしゃるとおりでございます。

○嶋崎委員 全国にそういう大学はありますか。

○大崎説明員 筑波大学では、学系に所属をいたします教官につきましては、その教官が一般教育を分擔するか専門教育を分擔するかということにかかわらず、同様の積算措置をいたしております。なお、広島大学についてもそのような積算方法をとりましたことにつきまして、広島大学全般の改革構想というのが現在進められておりまして、その中で大学院の構想というものが重点を置かれております。したがって、その構想の方向を勘案いたしますと、総合科学部自体が学部の上博士課程を持つていないことは必ずしも予想されませんが、総合科学部のスタッフが大学院の教育に参加していくであろう、しかも博士課程の教育も含めて参加していくであろうということが想定をされますので、そのような積算方法をとった、こういうことでございませぬ。

○嶋崎委員 たいへんな優遇ですね。いままでの全国の大学で、新しい大学——教養部が総合科学部といっているから新しく構想していく大学ができたのに対して、広島大学というのはドクターコースを持つていてある学部もありませぬけれども、ただマスターしかない学部の大学、そういう大学の教養部が四年制の大学のコースをつくったからといって、大学改革案によって、全国にいまだかつてない、ドクターコースを持つていてる旧制大学の講座当たりの単価で予算を組んでおることになります。たとえば埼玉大学の教養部が四年制になって、いままのような広島大学の教養部と同じような改革を行なったというふうなときに、そういう優遇措置はしてないはずだと思います。ですから、広島大学のこの予算のつけ方について

は、非常に異例な基準に基づいてやつたと私は判断しますが、いかがですか。

○木田政府委員 今回広島大学につきましても、総合科学部という新しい学部の御審議をいただいておりますが、このことに関連いたしまして、広島大学は、大学全体の将来計画というものを進めていきたいという構想がございまして、西条地区への移転の整備を、これも予算で、昨年来着手させていただいておりますが、その西条地区への広島大学の全学的な移転、その将来のあり方ということの中に、私どもも広島大学の各領域にわたります大学院の整備ということもあわせて構想の中に入れておるつもりでございます。そうした大学側の背景もございまして、その第一着手であります総合科学部につきましても、いま課長から御説明申し上げましたような新たな体制をとらしていただきました。

先ほど、これを筑波方式と言いか言わぬかというの、私は、筑波方式ということばの意味がそれぞれにとられますから、あまりそういう用語で呼ぶことは適切でないと思えますけれども、教育と研究の体制というものを別に考えながら、いま御指摘がありましたような筑波の第一学群に相当するような考え方を打ち出し、そして大学院というものを将来かなりのウエートを置いた大学というものを構想していきたい、こういう考え方が出たものでございます。

○嶋崎委員 時間もありませんから、こまかな議論はしませんけれども、この広島大学の教養学部が総合科学部なる構想を持ったことは非常にいいと私は思っています。また北海道大学が、法学部の中であらう新しい構想を打ち出してきたということもよい。しかし、ちっとも新しくありません、私の大学でも、あれと同じ構想はデッサンとしてありましたから、だからちっとも新しくはないけれども、そういう改革が具体的に進んできたということはいへん私はけっこうだと思っております。ただ、そういう新しい大学改革が行なわれてい

く際に、広島大学の教養学部の予算のつけ方は、それは広島大学長期の大学改革の展望とおっしゃるけれども、まだ海のものとも山のものともはつきりしないわけですよ。しかもその総合科学部がその上に大学院を持つということはないのです。アンダーグラジュエートの特徴としてのこのカレッジを考えたのですから、ドクターコースなんかその上にできっこないわけですよ。

そうしますと、その総合科学部というものを考えた発想そのものが、今日の学生の急増と、それから最初から専門的なことだけじゃなくて、そういう広い学生層の教育要求といえますか、そういうものに対して、専門的なままでのやり方じゃなくて、もっと視野の広い、グレンツゲビートを広げた、そういう単位のとり方ができるような大学というものを考えたわけでしょう。そういう意味では、筑波の第一群に相当するような性質のものなんです。この大学改革はけっこうだけれども、それにつける予算を考えると、そういうことで文部省令でいっておるドクターコースを持つて講義の、その積算基準を基礎にして予算をつけるというようなつけ方は、文部省が、筑波方式的な大学の改革があれば思い切つて予算を出しますよ、そういうことには、大学改革をなさないと、金で大学改革を迫っていくという考え方を示しているということになると思うのです。客観的に、総合科学部の予算の単価のきめ方はきまっていますか。大学はいま、どこだつて予算は少ないのですから、多いのに越したことはないと思うのです。しかし全国に国立大学はいっぱいあって、同じように教養部というのは、たとえば教養学部にした場合であっても、埼玉大学や東大の場合をとつても、まあ東大の場合は別格でしょうけれども、そういう形で四年制の教養の大学をつくつていく際に、筑波方式的な大学改革がえさになつていくような、そういう印象を与えるような予算のつけ方なのではないかという点について、私はただしておきたいと思つております。

というの、広島大学のおっしゃるように、将

来の大学改革の構想はちつともまだはつきりしてない。はつきりしているのは教養部だけです。そしてはつきりしていることは、学部は今度は、新入生から学部採用でとるということ、そして単位のとり方が四年制の総合科学部の中だとれるという、そういう方式をとつたということ、そして、その教養の単位のとり方と学部の専門的な教育がバラレルに行なわれるようになったということ、それだけが新しいことなんです。ですから、今後広島大学はどんなふうな大学改革が行なわれ、大学院構想が出てくるのか、そういうことについてはつきりしないのに、教養部で博士課程も持たない、それは将来はつきり言える、持てない、そういう大学改革案に対して、予算のつけ方だけは非常にその大学と差別をしているような予算のつけ方をしているというところは、非常に今後の大学のあり方にとって私は重大だと思つております。

それに関連して、あとでまた質問することがありますが、これは新聞ですから、どこまで正確かわかりませんが、昨年筑波大学に反対した学部と筑波大学に反対してない学部について、一つの大学の中で、たとえば岩手大学とか、それから新潟大学とか、それからもう一カ所新聞では問題になっていましたけれども、そういう同じ大学の中で、筑波大学に反対した学部についてはいままで来ていた予算がとまっているという場合がある。ところが他方で、筑波大学に反対してなかった学部については概算要求どおりがついていて、これは憶測かもしれませんが、けれども、そういう世論が問題になって大新聞が書くということ、そういう書かれるというふうな文部行政のそういうふうな問題。だから、文部行政のそういうふうな書かれるあり方が一方にあるとすれば、筑波大学に賛成ならば予算はつけますよ、筑波方式の大学改革ならば予算をつけますよ、しかし既存の伝統的な大学の中で大学改革というものをやろうとしているのに対しては非常に冷たいという印象やそういう世論操作が行なわれるような行政のあり方、そういう批判が出るような行政の

あり方です。事実はどうかは、これは一々正確に確かめることは私ではできません。局長の答えに、ああそうですかと云う以外ありません。ただ重大なことは、広島大学や北大が出たときに、これが筑波方式と新聞に書かれ、他方で広島大学は、よその大学にない改革であるかもしれないが、予算のつけ方だけは、ドクターコースもないのにドクターコース並みの予算が特別につく。明らかに優遇であります。そういうことが片一方であつて、他方で、筑波大学に賛成反対によつて学部で予算が消えたり消えなかつたりという世論が新聞で書かれる、こういう文部行政のあり方と国立大学の今日あり方というものを大いに反省していただかなければならぬのじゃないかと私は思つておられます。ですから、新聞が悪いのならば悪いとおっしゃつてくださ。文部省のほうでは、そういうことがあれば反省される意図がありますか。

○木田政府委員 筑波のときにもお答え申し上げたかと思つて、大学の改革は一律には進みません。個別にそれぞれいいものを育てていくという努力をしたい。筑波は筑波、広島は広島だと考えておられます。考え方の基本に、教育と研究というものの考え方について共通のものがあるということ、先ほど来申し上げたとおりでございます。嶋崎委員の目から見れば広島の場合は筑波方式でないというふうな御意見がございまして、違つたところは違つておるのでございますが、しかしそれぞれに改革努力があつて、意義のあるものにつくまされて文部省としてはできるだけの御協力をしていく、こういう姿勢で個別に進めていきたい。そういうこと、大学というそれぞれ個性のあるものを一律にあまり扱うということはいかがかと考えるのひびきをするというふうなことになることは、これはまた慎重ななければいかぬことは当然でございます。しかし私どもは、それぞれを育てていくという気持ちで広島大学にも取り組んでみたいというふうな考えでおります。

○嶋崎委員 私の質問したのは、いまそういうことを聞いたのじゃないんです。権威ある大新聞が、ある幾つかの大学の例をあげて、ある大学では、ある学部は筑波に反対し、ある学部は賛成だったということについて、ここの予算のつけ方に差別があったという印象を国民の前に明らかにしているわけですよ。他方では、さっき言ったように、私の判断では、国立大学の広島の予算のつけ方にはいままでの基準とは違う基準の立て方、非常に異例な基準の立て方であると思います。ですから、そういうのを総合してみますと、いまの文部行政のあり方について、各大学の教官や学生の筑波大学方式云々が、そういう方式に持つてくれば予算をあげますよという印象を与えるような記事が書かれていくということですよ。そのことについて、新聞が悪いのか、そういう印象を受けるような文部省のあり方を反省するの、どっちですかと聞いているのです。

○木田政府委員 私にはいま御指摘がありましたような新聞記事の記憶がないものでございますから、ちょっと何とお答えを申し上げかねます。

○嶋崎委員 では、申し上げましょう、そういう答えならば、そういういまの局長の回答というのは、私非常に乱暴な回答だと思っております。国立大学の予算や何かについて非常に大きな権限や、そういうものについての配分の力を持つていて、その皆さん方が、かりに新聞に書かれていることを、私は記憶ありませんから、調べたことないですから、そんなのは一方的でしょうという回答では、それははいかぬと思うのですよ。事実がそうでないならば、そうでないという事実をおっしゃるか、そういう大学の予算のあり方というものについて国民の批判というものがあれば、それに対して反省しなければならぬとか、ばくは反省していいと思うのですよ。正しいことをおやりなら、新聞の書き方が正確でなかったんだから、そういう誤解のないように今後はすると言えはいじやないですか。いかがですか。

○木田政府委員 大学の改革につきまして個別に

いろいろな試みを考えてみたいという気持ちがあるものでございますから、何も広島大学に限りませんが、従来にこういう措置をしたことがないというような予算上の取り扱い、新しい構想も小さい段階でそれぞれに行なっておることもございませう。それをどのように評価されるか、これは御批判をされる方々のお立場でございませう。決してえこひいきをするというようなことで進めておるわけではございません。それぞれに意味のある改革なり意味のある大学の内容の充実というものを進めていきたいという考え方で取り組んでおる次第でございませう。

○嶋崎委員 その問題は議事録にとめておいていただいで、今後とも予算のそういう問題について、よその大学改革との関連や何かを私は追及していきたいと思ひます。

そこで、今度の国立学校設置法の中で問題になりました三つの医学部に関連しての第三番目の問題に入ります。最初に大臣にお聞きしますが、この浜松や宮崎等々の国立の医科大学の設置を単科大学という形で進められた根拠、これをお聞きしたいと思ひます。

○奥野國務大臣 それぞれ医学教育の特色を十分發揮させたい、そう考えました場合には、単科大学のほうが他の学部にあらずらわれないでその実をあげることができるといふやなからうか、こう考へたわけでございます。ことに六年一貫教育をとりたいという考え方もあるわけでございますし、多少人文系の学部と医学部とは研究、教育の面におきましてかなり違つたものがあるようでございます。そういうこともございまして、せつかつくいろいろな問題を起して来たところでもございませう。改革の実をあげて十分効果を發揮させようというためには、足を引つ張られないむしろ単科大学のほうがよろしいのではないか、かように考へたわけでございます。もとより、一律的にこういう考え方をすべてに推し進めていく考へは

持っておりません。

○嶋崎委員 そうしますとお尋ねしますが、十二日の朝の閣議のあとに総理大臣と文部大臣がお話し合いになった上で、田中総理は、「大学人からいろいろ聞くと、総合大学は大規模すぎて管理運営が教官の手に負えない」としたが、今後の新しい大学を新設するには、「学生数が二万人の総合大学より、五千人の単科大学四校をつくった方がいい」という趣旨の発言があったと報道されてますが、事実ですか。

○奥野國務大臣 総理に会いましてあと、記者会見で若干申し上げました。申し上げましたが、多少総理の話を十分に私としては伝えなかつたなという感じを持つております。総理がいろいろな大学の教授から話を聞いているようでございませう。自分なりに持つておるメモを一つ一つめぐりながら私にその話を伝えてくれたわけでございます。その際に、医学とか工学という部門はたいへん金もかかるし、他の人文系のところは教育、研究の面においても相当違つたものがあるようだな。こういうことを言つておりました。したがって、そういうものはできる限り単科大学をつくつてあげたほうが研究、教育の実をあげていくのに好ましいようだ、金がかかるけれども、金がかつてもそうしてあげたほうがよいやうだなどという式の話がございました。そういうところから、だんだん大きな大学になつてくると管理面も苦勞があるやうだといふやうなことで、いま御指摘になつたやうな話に移つてきたわけでございます。

基本は、管理から始まつたわけでございます。学部によって教育、研究の内容、実態がかなり違つたのだ、違つた面に即して大学の設置を考へていかなければならぬといふやうなところから始まつたものでございませう。

○嶋崎委員 そうしますと、朝日のこの書き方は間違つていませんか。朝日の書き方はかきカッコで引用しているわけですから、いま言つたのは総理の考へ方で、それを受けて「私も同意見だ。文相の個人的な諮問機関である新学園建設等調査会で

もこの問題について検討してもらつてゐる」とおっしゃつています。

ここでちよつとわきにそれますが、新学園建設等調査会というのは大臣の諮問機関ですか。

○奥野國務大臣 朝日の記事も私がしゃべつたとおり書いてくれていると思ひます。ちよつと急いでおつたものですから前段をしゃべらなかつたものですから、話の起点が明らかではありませんと、簡単に管理だけものを考へているのかというやうな誤解を生むと思ひます。しかし、その記事そのものは、私がいま御説明しましたやうに何も間違つていない。ただ、起点を書いてないと、若干話の発展のしかたが違つてくるということになるのかも知れません。

新学園建設調査会といひましたか、正確な名前には忘れましたが、私の諮問機関でございませう。新学園建設にあつて、どういふやうな構想を立てていくのが一番適當かといふやうなことでいろいろ見当をつけていただいでいるわけでございます。その際にも、私としては、やはりいまの大学は特色が失われてきていふのではないかと、心配を持つておりました。そういう意味においては、何万人といふやうな大きな総合大学をつくるよりも、幾つかの大学をつくる、そして共用できる施設は共用していくシステム、それが一つの考へ方じやないだらうかといふやうなことを考へておきますし、新学園建設の懇談会ですか調査会でも御議論いただいでいるところでございます。管理といふよりもむしろ教育の効果をあげていくにはどちらが好ましいか、自然また管理といふ問題になるかも知れません。しかし、基本はそういうところから議論になつていくわけでございます。

○嶋崎委員 私の聞いているのはそうじやないのですが、この新学園建設等調査会といふ会のメンバー、それからどういふ機関なのか、その資料を提出願へますか。

○木田政府委員 早い機会にお届けするようにいたします。

○嶋崎委員 大臣は本人ここにいらつしやるか

ら、ここに書いてあるとおりの発言です、こうおつ

しやるのですが、総理の発言は、やはり大学とい

うものを考えていくときに、大学の管理運営とい

う観点から見ると、大学の教官たちは管理運営能

力がない。よく筑波の議論のときに皆さん方はそ

うおつしやった。だから、大学というものを考え

るときには管理運営というものがちゃんとできる

ことが前提だ。それは抽象的、一般的には当然の

ことなんです。ところが、管理運営というものを

重点にして大学をつくっていくと、研究、教育と

いう観点から、本来憲法二十三条の考え方も、大

学における学問の自由、大学自治、そういう前提

の上に立って、大学自治のあり方、そこで管理機

関というものが構想されていく。それはそれぞれ

の大学の自主的な慣行があったりいろいろでつく

り出されていく、長い努力の中でつくり出されて

いくものだと思うのです。ですから、最初に管理

があつて、そしてそれに合わせて大学というもの

を考えると、そういう考え方であつてはならない

い、こんなふうには思ふのです。これについては、

そうじゃないといま大臣おつしやっていますか

ら、もう質問はしません。

そこで、この新設三医大で問題になった参事会

と副学長、これについてお聞きしますけれども、

新設三医大で参事会という制度をとられたなら

ば、それを省令で追認するといましようか、そ

ういうふうには報道されていますが、この三医大の

参事会というものの中身、それからその考え方は

いかがでしょうか。

○木田政府委員 新設の医科大学に地域の関係者

の意見が反映できるような、たとえば参事とい

つた方々の参画ができるようなことを考えており

ます、こう申し上げたわけでございます。

○嶋崎委員 それは筑波大学の参事会とは違つ

つたか。

○木田政府委員 筑波大学の参事会とは、筑波大学

全体の管理機関の一つとして法律で御審議をいた

だいたとおりでございます。今回の場合に、参事

会という形で固めたものを考えておるわけではご

ざいませぬ。

○嶋崎委員 どういうものなんですか。大学の学

外の意見や世論を聞くような人をたとえば参事と

して、これは当然数人の人でしょう。いかがです

か。

○木田政府委員 人数等適宜に考えていただいた

らどうかと思つております。

○嶋崎委員 しかし参事という名前をとつて、そ

して大学が開かれた大学として学外の意見を聞く

という意味の性質のものであるとすれば、筑波の

参事会と性質は同じじゃありませんか。

○木田政府委員 大学も関係者の意見に耳をかそ

うという考え方は同じかと思つて、しかし、そ

の組織としての構成等は違つたものだ、こう考え

ております。

○嶋崎委員 局長の発言というのは、時には違え

時には一緒になる。北海道大学の研究と教育の分

離というファンクショナルな面をとらえて、これ

は筑波大学の一つの側面の継承だ、考え方として

は、二つちの片一方では言つて、そして今度

は、二つちの参事になつてきますと、いや、片一

方は、筑波大学は参事会という形で法律できめた

ものだけれども、二つちのほうは、考え方として

は一緒だけれども、形態は違つた。今度は組織が違

つたというのを強調されるのです。これは論理

矛盾ですよ。いかがですか。

○木田政府委員 参事会を置くことを考えておるわけ

は、二つちの参事会を置くことを考えておるわけ

は、二つちの参事会を置くことを考えておるわけ

は、二つちの参事会を置くことを考えておるわけ

は、二つちの参事会を置くことを考えておるわけ

こととございますけれども、人間科学部というような新しい医学部を阪大につくらしていただきました。そういう場合にも、学部構成その他新しいことが入ってくるわけでございます。それは、新しいものをつくるという場合に、何かそれぞれの新しい要素があり得る。まして今回のように文部省が責任を負ってつくらなければならぬ場合、私も、私どもがこういうふうな大学が望ましいと考えておりますことが実現できるように御審議をいただいております。

○**嶋崎委員** それならば、これからは医科大学やなんかつくるときには、この二つの大学だけじゃなくて、これからの大学に全部、新設される医科大学については参与という性質のもの、医学会、筑波大学にいう参与会じゃないにしても、そういうものをつくる、ないしは副学長というものを置くということも、文部省では指導しながらつくるといふふうに確認してよろしいですね。

○**木田政府委員** 医科大学が地域との関係の非常に緊密なものでありますことを考えまして、私も、私もそういうことが望ましい、そういうふうに進んでいってどうであろうかと考えております。

○**嶋崎委員** それならお聞きしますが、筑波大学で参与が選ばれましたね。その初めにちよっとお聞きしますけれども、筑波大学は大学設置審議会はいつ通りましたか。

○**木田政府委員** 筑波大学は国立大学でございますから、大学設置審議会に諮問をするということではございません。意見を聞きながら、その意見によって私どもが措置を進めていくということでございます。いま、医学、第一学群、体育学群等について、こういうふうにつくりたいという私どもの意見を設置審議会に説明し、一応の御了解をちょうだいしております。

○**嶋崎委員** 普通の大学の学部増設の場合でも、それから新設の国立大学をつくっていく場合でも、大体その大学設置基準に、合わせて教官数、そのスタッフ、講座の内容、そういうものを事前にちゃんと届け出てやっていくというのが慣行になって

いますね。そういう意味での筑波大学の第一群、体育学群等々について、三つの開講された群について、大学設置の基準に合わせてみて、よろしいというふうな判断をした資料はありますか。

○**木田政府委員** 筑波大学は、医学を除きまして第一学群、体育専門学群はそれぞれ東京教育大学の実体を移しかえるという内容のものでございまして、したがって、私も筑波大学設置の際の御審議ですでお答えをさせていただきますけれども、東京教育大学の実際のな移転と発展とについて内容を保持しております。少なくとも体育の学部というものが存在し、それが実質になって筑波の体育学群がでる。その意味では、全く新設の大学の設置審査と同じような手続でなく御了承をちょうだいしております。第一学群については、新設の学群という形式をとって、実体もございませんこととございますから、医学につきましては所定の教官名簿その他をそろえまして設置審議会の御意見を聞き、御了承を得ながら進めておる、こういうこととございます。

○**嶋崎委員** 四月二十五日に筑波大学の入学式があるわけでしょう。そうすれば、入ってくる学生は、第一学群についてはどういう教官、どんな科目で、どういう単位をとるかということがいまの時期にきまっていなければなりませんね、常識的に考えてみて、教育大学という前提はあるにせよ、今日の段階でまだそんなことがきまっていなければなりませんね。いかがですか。

○**木田政府委員** 御指摘のように、初年度の教科科目その他は一応内定ができておりまして、それで学生教育に取り組み、こういう姿勢でございまして、

○**嶋崎委員** そこで聞いておられるのは、第一学群から第一学群、体育学群なら体育学群について、大学設置基準に合わせて筑波大学の場合に、どのようなスタッフが、どのような科目を、どの程度担

当するかについて、もう内容がきまっていますから、その資料をいただきたいという意味の資料要求です。いかがですか。

○**木田政府委員** 科目の輪郭等につきまして、私どものほうで大学設置、予算その他との関連で用意しております点は御説明するようにいたしたいと思っております。

○**嶋崎委員** 抽象的なことではなくて具体的に、もう四月に学生が入ってくるのですから、その単位の取得の範囲とか、教官の配置、そういうことについて大学設置基準で話し合いをしているのには一定の資料がありましようから、その資料、それをいただけたらということですね。

○**木田政府委員** 設置審議会に、これは国公私通のものを外部に公表しておることはございませぬ。しかし、お尋ねの線に沿いまして御説明できるだけの資料をつくってみたいと思っております。

○**嶋崎委員** そこで、もとに戻りますが、参与の問題です。筑波大学で参与をきめられた場合の大学内部の手続はどんな手続か、お教え願いたいと思っております。

○**木田政府委員** 参与は学長の申し出によって文部大臣が任命するということになっております。その参与は一般の教官ではございませんから、教育公務員特例法等にその参与の発令についての学内の特別の定めはございません。常識的に評議会等にはかりましてそうした決定が行なわれたものというふうな承知をいたしておりますが、学内の手続が別に法令で定まっておりますのでございませぬ。

○**嶋崎委員** 名前をあげませんけれども、筑波大学の参与のあり方については、ここでも議論しましたように、大学が開かれた大学として外からの世論というものを十分に取り入れるような性質のものとして参与を位置づけよう、開かれた大学という性質として入れよう、こういう趣旨でございませぬ。そこで選ばれた参与を見まして、何が外からの世論を入れるという基準に基づ

いているのか、たいへん私は疑問に思うのです。その参与というものは、教育大学で構想されたにしても、ある財界で受け入れられる、財界の代表といわれる人が参与に選ばれるという場合に、それが国民のいわば開かれた大学ということをシンボライズする、そういうものになっているのか、なり得るかどうか、どう思いますか。

○**木田政府委員** 筑波大学の参与十名は、二月一日に学長の申し出を受けて発令をいたしました。その内訳は、地域社会の関係者として、一々のワケ取りがあるわけじゃございませんが、地元の知事であり、また岩上二郎氏並びに学園都市の研究機関の責任者でございまして、島秀雄氏、これは宇宙開発事業団の理事長でございまして、あの地区にありまして、大事な研究機関の一つでございまして、そういう方に入らせていただいておりますし、卒業生の代表、高等学校の関係者あるいは学術団体の関係者、そのほか、学会その他学識経験として五名ほど名前があがっております。次第でございまして、それぞれのお立場から御意見があるものと考えております。

○**嶋崎委員** 私の調査では、最近の筑波大学のそういう参与を選ぶ過程、それからまた人事委員会が動いているその機能ですね、そういう人事の選び方をしていくかということについて、私がここで議論をした懸念が現実にあると私は判断しております。きょうは、その後の筑波大学をこまかに議論をする意思はありませぬけれども、文部省のほうで、大学の中にこまかに干渉することはできませんけれども、あれだけ指導、助言をやり、密接につながりを持ってきた文部省ですから、筑波大学で参与を選ぶ過程でそれが参画したかということを考えてみると、まず筑波大学の評議会は全然関係ありませんね。結果としてきめられたものを追認しているのかもしれない。しかし、選考は非常に少数の人で行なわれております。

それからまた、もう時間がありませんから、いざいざ資料に関連して一般質問か何かでやらしていただきますけれども、一つだけ問題の焦点を

はつきりさせておくためにお聞きしておきますが、東京教育大学と筑波大学は二つの大学ですか、一つの大学ですか。

○木田政府委員 別々の大学でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、筑波大学という新しい大学と、古いままでの伝統的な教育大学と、二つあるわけですね。そして筑波大学は、いまの教育大学のスタッフがよいよ向こうに移っていくということを通じて、新しい大学が内容が豊かに充実していくわけですね。二つの大学があつて、そして、その移行していく過程で関連づけていくための組織は何ですか。

○木田政府委員 両大学の関係者間で協議会が持たれておりまして、緊密な御相談があるというふうに承知しております。

○嶋崎委員 それを文部省のほうでも一度お調べ願いたい。私はもう調査してありますけれども、時間がありませんから、きょうは省いて、いずれ一般質問でさせていただきます。

文部省からいただきました広報筑波の第一号です。これには確かに、教育大学と筑波大学は二つの大学だから、その相互の問題を調整するために連絡会というものができております。その連絡会の構成は、筑波大学の側は学長、副学長、学群長、それから東京教育大学が学長、部局長となつておるわけですね。したがって、二つの大学ですから、教育大学の中の部局長と筑波大学の人たちとが相互に共通の連絡会を持ちながら、筑波大学でない教育大学の先生方を筑波大学に割愛してもらいたいという手続をとりながら人事の問題は検討しなければならぬし、同時に、筑波大学の入学試験、それから今後の研修のあり方、そういうものについては、筑波大学のあり方と、それに関係を将来持つであろう教育大学の先生方がどのようなつながりを持つかということが追求されていなければなりませんね。そういう点から見ますと、ぜひ文部省のほうで、現状の筑波大学のあり方が私が心配したとおりの実態ですから、その内容を——こまかに内部に干渉はできないでしょうけれども、

たとえば現在どういう事態があるかというところ、理学部を例にとりまして、理学部から筑波大学のほうに先生方がどんどん割愛されていきますね。そうですね。と、昨年の九月以降必修科目で開講されてない科目が幾つかあるわけでありまして、スタッフがいないのです。休講になっているのです。その単位は、来年度卒業する学生が今年度単位をとつておかなかつたら、卒業できないのです。そんな事態が理学部の場合にも二、三あります。教育学部にもあります。文学部に至つては、これはたいへんです。これはいままでの文学部で、ここで長い議論をしてきましたから、いまあらためて議論はいたしませんけれども、たとえば東洋史学をとつても、史学をとつても、国語をとつても、英文学をとつても、とにかくいへんな欠員の中で大学が動かされているわけでありまして。私は文学部の人たちを防御する意味で言っているのではなくて、教育大学にいま二年、三年、四年の学生がいるわけですね。この学生は、同じ国立大学の学生として教育大学を選んで卒業していくには、よその大学の学生と同じように、やはり最後まで伝統ある大学の卒業生にふさわしい勉学の条件が、国で、文部省や大学として、準備されなければならぬと思うのです。ところが筑波大学が片方に先行しまして、二つの大学であるはずの教育大学の内部の教授会のスタッフをこつち持っているのには、教授会の承認も得ないまま、きまつてから事後通達です。きまつてからですよ。そんな事態が無数にあります。例をあげれば、具体的な例を全部あげられます。そういうことが行なわれているために、たとえば今度は、いま二年生の学生諸君の教育、三年生の学生諸君の教育をやるのに、圧倒的に非常勤講師ばかりになってしまうのです。しかも、助教で当然教授になれる人が、かつて申し上げましたように、いまだに、業績や何かでははるかにすぐれた日本人の学者がいます。ローマの研究をやっている学者なんというのは、日本最高水準の学者です。そういう人が助教で、教授になれないのです。そしてスタッフが埋まらぬ

ままです。これは埋めることはできないでしょう、いずれ移行するのですから。しかし、それにしても、現在、かつて筑波大学に移行するかどうかという評議会の基準というものがあつたために、文学部とのいろいろな問題があつた。ところが、文学部の教授会は昨年の十月十七日から方針転換をしております。新しい法律が通つた、筑波大学という大学ができるのだから、その大学との関連において、教育大学の研究、教育はどうなればならぬか、筑波大学に協力していくスタッフの割愛についてはどういふふうに協力するかについて、いままでとは違つた教授会の態度をきめておりまゝです。にもかかわらず、文学部教授会の代表である評議員や学部長が参画しないまま今日まで連絡会が開かれています。そして人事は、文学部のほうの人事を、教授会なしに引き抜いていって、事後通達みたいな形のことが一ぱい行なわれております。こういう現状は、二つの大学だと局長がおっしゃるならば、その二つの大学にふさわしい大学相互間の紳士的な、ないしは大学人らしい慣習に基づいて行なわれるように筑波大学のほうの運営をやつていただきたい。これに関連して、大学院の試験の制度だつておかしいのですよ。法律では五十二年に大学院校になつております。そうすると、学生は五十二年で入つた学生で卒業するのです。しかし、大学院の試験をやる場合には、留年する学生の中から大学院を受ける人があり得るわけです。ですから大学院の試験をやる場合でも、一年前にもう学生がいなくなるという前提に立つて、マスターの試験をやつたりドクターの試験をやるというふうに型をきめていいかどうか。これもたいへん大学院のあり方として問題があると思う。そういうふうには、東京教育大学にいまの学生諸君が普通の国立大学の学生諸君と同じように、伝統ある大学の研究、教育を受けて出れるような条件を、いまの二つの大学という名のもとに、たいへん阻害されているという実情がある。教官の実情もそうだし、それから学生の実情もそうです。ですから、その点について筑波大学で行なわれて

いることが教育大学の別の大学であるはずのよその大学の大学自治を侵害していくような傾向を持ちながら事が進められている。そういう実情について文部省のほうでも何とか打開をはかつて、教育大学の学生諸君がやはり教育大学を卒業してよかつたといわれる条件をつくるように御努力を願いたい。またいずれこまかな問題については再度一般質問のところでやらさせていただきます。これで終わります。

○稲葉委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後八時散会

文教委員会議録第十一号中正誤

ページ	行	誤	正
七	四六	高校学校	高等学校
八	二三	悪幣	悪弊
二四	四	といことが	といことが